



答 申 第 6 1 4 号
平成 28 年 12 月 27 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、平成 28 年 12 月 27 日付け
神保高国第 2823 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

はり・きゅう・マッサージ施術料助成事業システムの
仮想化基盤への移行及び情報項目の追加について
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 はり・きゅう・マッサージ施術料助成制度の利用者のうち、後期高齢者医療被保険者にかかる資格取得日及び資格喪失日の情報を利用して、後期高齢者医療対象者を正確に特定することは、兵庫県後期高齢者医療広域連合からの補助金額算定の正確性を期すことができ、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

はり・きゅう・マッサージ施術料助成事業システムの
仮想化基盤への移行及び情報項目の追加について
(条例9条「利用及び提供の制限」に関して)

【後期高齢者医療被保険者情報】(○は今回新たに取得する内容)

住民基本台帳個人番号

後期医療被保険者番号

○資格取得年月日

○資格喪失年月日



答 申 第 6 1 5 号
平成 28 年 12 月 27 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、平成 28 年 11 月 14 日付け神保高国第 2823-2 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

はり・きゅう・マッサージ施術料助成事業システムの
仮想化基盤への移行及び情報項目の追加について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 平成 28 年度末に神戸市のホストコンピュータが廃止されることに伴い、はり・きゅう・マッサージ施術料助成事業システムをサーバ仮想化基盤上に構築することにより、セキュリティの確保を図ることは、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

はり・きゅう・マッサージ施術料助成事業システムの
仮想化基盤への移行及び情報項目の追加について
(条例 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

電子計算機処理する個人情報

【住民記録情報】

住民基本台帳個人番号

区コード

氏名 (漢字・カナ)

通称名 (漢字・カナ)

AL氏名 (アルファベット・カナ)

生年月日

性別

住所

方書き

郵便番号

住民年月日

【後期高齢者医療被保険者情報】 (○は今回新たに記録する内容)

住民基本台帳個人番号

後期医療被保険者番号

○資格取得年月日

○資格喪失年月日